

交換商品リスト作成留意事項について

下記事項に留意して、交換商品リストを作成し提出してください。

提供事業者決定後は、カタログ用のデータ作成および貴社ホームページに交換商品を紹介するページを作成していただきます。

- 発送（納品）までに時間がかかる商品については、カタログ、交換商品リスト及び貴社ホームページに交換申請が可能な期限を明記してください。
例：受注生産で製作に時間を要する商品など
- 季節商品や数量限定商品などを登録する際は、発送予定時期や受注可能な予定数量を明記してください。
例：果物、お酒など
- 色違いがある商品は、色ごとに商品番号を分けて登録してください。
例：色違いの商品がある玩具や工芸品など
- 交換商品の申請受付が7月上旬からとなりますので、農産物などは収穫時期等を勘案して、安定した提供可能な商品を登録してください。
- 商品券については、福島県内で利用可能な店舗等をカタログ、交換商品リスト及び貴社のホームページ等に記載してください。

※【参考】前年度の交換商品リストは
下記HP「森と住まいのポイント事業」
ポイント交換申請の手続き内の
◆◆令和3年度交換商品 専用ページ◆◆で閲覧可能です。

福島県木材協同組合連合会ホームページ

<https://www.fmokuren.jp/pages/41/>